

報告 4

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和6年4月26日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条」を「附則第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月26日

長与町長 吉 田 慎

